

Why should we abide by the law?

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-10-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 米原, 優 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00027722

我々はなぜ法律を遵守すべきなのだろうか

米原 優

はじめに

「我々はなぜ自国の法律に従うべきなのか」。まず、この問いにおける「従う」が「(盲目的に) 服従する obey」を意味するのなら、そのようなことをする必要はない(場合によっては、してはならない) というのが、その答えになる。一方、この場合の「従う」が「遵守する abide by」という意味なのならば、そうすべきと言える理由はある。そして、法律の遵守をすべての人間が持つ自然的義務と論じるアレン・ブキャナンの主張¹に従いつつ、そのような理由を明らかにするのが、本稿の目標である。

構成は以下の通りである。まず、次節で、ブキャナンが言うところの正義の自然的義務とは何かを説明する。続く第二節では、法律の遵守とは何かを明らかにする。簡単に言えば、法律を遵守するとは、自分に適用される法律をある特定の基準を使って評価した上で、その基準に合致した法律にのみ従うということである。さらに、同節では、そうした法律の遵守が正義の自然的義務の一つであるということも明らかとなる。なお、このようにして法律を遵守する人は、一定の基準を充たしてさえいれば、仮にその法律が自身の理想とはかけ離れたものであっても、従う人であ

ると考えられている。そこで、最後の第三節では、自身の理想とは異なる法律にも従うべきと言える理由の提示を試みる。

第一節 正義の自然的義務

ブキャナンによれば、「すべての人が正しい仕組みの下にあるという状態の実現に貢献するという義務を各人は持つてゐる」(Buchanan 2018, 176)。また、彼はその義務を「正義の自然的義務」と呼ぶ(*ibid.*)。以下、この義務はどういうものか(特に、「正しい仕組み」とは何か)、さらに、そうした義務を各人が持つと言える理由は何かを明らかにする。

まず、すべての人がそうした義務を持つと言える理由に関して、ブキャナンは次のように述べている。

この義務が存在するということを否定する一方で、それと同時に、人それぞれが権利を持つと主張するというこの不整合を明らかにするのが、正義の自然的義務…を擁護するための最もよい方法であろう。(ibid., 177)

つまり、人が権利を持つということを認めるのであれば、人が皆正義の自然的義務を持つということも認めざるを得ないし、それを認めないのは不整合というわけである。さらに、どうしてそう言えるのかについては、次のように論じられている。

それゆえに、人それぞれが特定の権利を持つと主張するということは、すべての人が持つ特定の特徵ゆえに、人

は皆特定の扱いを受ける資格を有するということを意味している。しかし、そうであるならば、他者の権利を侵害しないことで、そうした人々の権利を尊重するだけでは不十分であるということにもなる。それだけでなく、人々の権利が侵害されないという状態を確実に実現する特定の仕組み作りへの貢献も、人は行うべきである。

(ibid.)

こうした主張で前提されているのは、すべての人は特定の権利を持つと考えているにも関わらず、その中の誰かが他人から権利の侵害を受けているのに、自分は何もしないというのはおかしいという考え方である。確かに、この場合、その中の誰かの権利を侵害しているのは自分ではない。しかし、その侵害を放置する人がそういう人(たち)の権利を十分に尊重していると言うこともできない。したがって、すべての人が特定の権利を持つと考えているのに、その中の誰かの権利をこのようにして十分に尊重しないのは不整合と言ってもよい。それゆえに、すべての人は特定の権利を持つと考える人は、誰かのそうした権利を自分が侵害しないだけでなく、誰もが他の人からの権利侵害を受けないという状態の実現にも貢献しなければならぬ。そして、これがここで提示される「正しい仕組み」とは、こうした状態の実現のために必要となる。また、正義の自然的義務の説明の中で言及される「正しい仕組み」とは、こうした状態の実現のために必要となる仕組みである。

つまり、正義の自然的義務とはすべての人がこうした仕組みの下で暮らせているという状態の実現に貢献するという義務である。しかし、その貢献において、過度の負担が求められているわけではない。というのも、ブキャナンは次のように述べてもいるからである。

ともかく、人間の特定の性質の認識は、人々の最も基本的な権利と、それらの権利を尊重するという我々の義務の根拠になると想定されているし、そうした認識はまた、少なくとも我々が過度の負担なくそうすることができ
る場合には、人々の基本的権利が尊重されるところで皆が生きられるという状態の確実な実現に貢献するという
存在する可能性の高い義務も支持する。(ibid., 178)

確かに、我々(少なくとも、その多く)は人が人であるがゆえに特定の権利(つまり、人権)を持つと考えているし、
そうであるならば、正義の自然的義務の存在も受け入れざるを得ない。では、そうした義務で言及される「正しい仕
組み」になり得るものは何か。これに関し、ブキャナンが言うところでは、「その存在を正当化する主たる役割の一つ
が人権の促進であると考えられる国家」や、「一国内の憲法裁判所、(ヨーロッパ人権裁判所のように)人権裁判所と明
示的に名づけられている超国家的法廷、国際刑事裁判所、さらには国際司法裁判所」などの一部の国際機関が、それ
になり得るものである(ibid., 105)。というのも、「そうした制度は人権を促進するために積極的に行動しなければな
らない」と考えられるからである(ibid.)。そうすると、これらの制度を人権の保障という役目を果たす正しい仕組
みするための何らかの貢献を行うということが、我々の正義の自然的義務(少なくとも、その一部)となる。そし
て、法律を遵守するということは、こうした制度の一つである国家が正しい仕組みとなるために、我々がやらなけれ
ばならないことの一つと言える。節を改めて、そう言える理由を説明する。

第二節 法律の遵守

ブキャナンは「法の支配を大切にするという傾向」を「法律を遵守するという徳」と呼ぶ(ibid., 108)。そして、こ

うした徳を持つ人とは次のような人であると論じている。

法律を遵守するという徳を持つ人は、法の支配の重要性を心から変わることなく認識し、それゆえに、法の支配に合致し、それを促進する制度を尊重する傾向を持つ人であるし、こうした認識はその人の動機づけという点で強力なものとなっている。そのような人は、先に挙げた法の支配の様々な要件を充たす公的秩序において生きるということに力を注いでいる。たとえ、そうした要件を正確に述べることはできないにしても、そうである。責任ある行為者としての資質や、計画が生活の中で果たす重要な役割を認め、それらを促進するようなやり方で、さらには、平等であり、互いに責任を問われる可能性を持つという条件の下で、人間は共に生きるべきであるということ、さらには、法律がこのかたちでの共同の達成にとって肝心であるということ、その人は心の底から確信している。しかし、法律がこのかたちでの共同を可能にするには、一定の基準を充たしたものでなければならぬ。しかも、その人は理解している。その人の注力が、単なる合法性へのそれではなく、適法性へのそれである理由はこれである。(ibid., 108-109)

ここで言う「適法性」とは「法の支配の要件への一致」を意味する (ibid., 106)。そして、法律を遵守するという徳を持つ人とは、法律がこうした要件に一致しているかどうかを評価し、一致していれば、それに従う人である。また、ここで言う法の支配の要件とは次の六つである。

(i) 規則は十分に一般的であり、そうした規則が差別のための武器やえこひいきの道具となる危険を減らすもの

となっていないなければならない。

(ii) 規則は十分に持続的なものであり、個人や集団が合理的な計画を立てるのに必要とされる予見可能性を容易にするものとなっていないなければならない。／少なくとも、犯罪行為を特定する規則の場合においては、遡及の完全な禁止ではないにしても、それに反対する相当強い根拠が存在する。

(iii) 規則は公平に解釈され適用されなければならないし、同じような事例は同じように扱われなければならない。
 (iv) 規則に服す人はすべて、自分たちの利益の保護や増進のために、こうした規則を実質的に活用できなければならない。

(v) 誰も自分の事件の裁判官であってはならないし、すべての人は規則の下で責任を問われうる存在でなければならない。

(vi) 規則は公のものでなければならない。すなわち、その下で責任を問われ得る人すべてが、過度の負担なく広範に利用でき、理解できるものでなければならない。(Ibid, 107)

さらに、法律を遵守するという徳を持つ人は、こうした要件を充たしているかどうかという観点からだけでなく、当の法律に重大な不正はないかという観点から法律を評価する人でもある。そうした二つの観点からの評価について、ブキャナンは次のように論じている。

人が法律を遵守するという傾向を持っているのならば、自分が法的義務を持っているという認識は、少なくとも、その法的義務を課す法律が尊重に値するくらい法の支配に近づいている法体系の一部である考えられ、かつ、そ

の特定の法律に重大な不正がない場合に、特定の法的義務の中身とは独立に、それに従う根拠をつくり出すだろう。たとえば、特定の集団は刑法の下で責任を問われる可能性を免れているとか、特定の人々は奴隷にされないという法的権利を持たないと、ある法律が恣意的に宣言するのであれば、仮に、それが正統な立法手続によって起草されたとしても、さらに、正統な裁判所によつて是認されたとしても、法律を遵守する人は誰も、そうした法律に服従する理由を少しも持たないだろう。(ibid., 111)

この場合の「重大な不正」を持つ法律とは、奴隷にされない権利といった人権の侵害を含む法律であると考えられる。そして、法律を遵守するという徳を持つ人とは、こういった意味での重大な不正はないか、さらに、法の支配の要件に合致しているかどうかという観点から、各法律を評価し、重大な不正はなく、さらに、こうした要件に合致していれば、それに従う人である。

そして、ブキャナンの考えに従えば、そうした人になるというのも、すべての人が持つ正義の自然的義務の一つと言える。というのも、まず、国家の作る法律に重大な不正はないか、すなわち、ある人の人権を侵害するようなものになっていないか監視するということは、国家に人権の保障という役目を確実に果たさせる上で、我々がやらなければならないことの一つと考えられるからである。また、法の支配の要件を充たした法律を作っているか確認するというのも、人権保障という観点から見て必要と言える。なぜなら、サマーズも言うように、移動の自由のような人権の保障も、法の支配の下でよりよく果たせるものであると考えられるからである。

偉大なドイツの法学者ルドルフ・フォン・イェーリングが強調するように、明確で一定の規則という形態をとる

法律は、それ自体、国の役人による個人の自由への侵害の防波堤になる。この例での移動の自由が明確で一定の規則という形態の中に鑄込まれているというまさにその事実が、国の役人たちがこの自由を侵害するのをより困難にしている。というのも、役人たちは自分の行動が明確な規則によって評価されるのを知っているし、この評価は個人の自由へのあらゆる侵害を暴くからである。(Summers 1999, 1705)

すなわち、重大な人権侵害が含まれていないか、さらには、法の支配の要件を充たしているかという観点から各法律を評価することは、それを作る国家が人権保障という役目を果たす正しい仕組みとなるために、我々ができる貢献の一つであり、また、過度の負担なく我々が行えることでもある。ゆえに、これらは正義の自然的義務の一つと言つてよい。さらに、我々がそうした義務を持つということは、その履行として、こうした評価を行った際に、法律がそのような基準を充たしていると判定されるのであれば、人はそれに従わなければならないということでもある。

第三節 自分の理想とは異なる法律にも従う理由はあるのか

法を遵守する人は、人権侵害という重大な不正はないか、また、法の支配の要件を充たしているかという観点から、法律を評価し、この基準を充たしていれば、それに従う人である。そして、このような評価を行うのも、さらには、そうした基準を充たしていれば、法律に従うのも、正義の自然的義務の一つであり、我々がしなければならぬことである。

しかし、そうだとすると、こうした基準を充たしてさえいけば、仮に自分の理想とはかけ離れた法律であったとし

ても、我々はそれに従わなければならないということになる。たとえば、既存の裁判員制度は不十分であり、アメリカのような陪審制を日本でも施行すべきであると考える人も、日本の『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』には従わなければならない（ここでは、この法律に重大な不正はなく、法の支配の要件も充たしているということにする。おそらく、その通りだろう）。

どうしてだろうか。その理由を考える上で、参考になるのは、人権観が「偏狭」と評される場合に関するブキャナンの主張である。これに関し、彼はまず「人権の中に市民権や政治的権利のみが含まれ、重要な経済的権利や、基本的教育やヘルスケアへの権利が除外されている」場合、そうした人権観は偏狭と言わざるを得ないと論じている。というのも、「後者の諸権利無しでは、人々は実質的に市民権や政治的権利を行使できない可能性がある」からである（Buchanan 2010, 87）。さらに、「アングロサクソンでの法体系にのみ精通し、たいていのヨーロッパ諸国で見られる法体系については無知な人」で「適正手続をきちんと保障するには、あらゆる事件において陪審制による審査が必要になると誤って考えてしまう」ような人も、偏狭な人権観を持っている（*ibid.*, 88）。なぜなら、そのような人はこうした完全な陪審制が施行されていないところでは、人権の一つである適正手続への権利が保障されていないと考えてしまうからである。それに加え、「ある権利が、人間の利害関係によい影響をもたらすだけでなく、悪い影響をもたらす場合もある」という事実を適切に認識していない場合も、その人権観は偏狭なものになり得る（*ibid.*）。たとえば、個人の所有権を人権として保障すれば、「おおよそ農耕的な社会で土地の所有権を実質的に欠いている人や、市場で実質的に取り引きをするために必要な教育を受けられずにいる人」は、大きな不利益を被る可能性がある（*ibid.*）。それゆえ、所有権を人権として保障するにしても、そうした不利益が発生しないような施策が実行されなければならないし、それが行われないのであれば、偏狭な人権観に基づく政策が採られているということになる。

このようにして、人權觀が偏狭なものになるのを防ぐにはどうすべきか。これに関し、ブキャナンは次のような類の知識が必要になると論じている。

人權規範の内容が事実に関わる信頼できる情報に基づいているという状態を確実に実現するために、場合によっては、新たな知識の創造が必要となるかもしれない。たとえば、それは複数の適正手續保障手法同士のとどちらがより有効かということに関する知識であつたり、政治参加が意味あるものとなるために、どういった社会的経済的権利が実現されなければならないのかということに関する知識である。(ibid., 90)

そうした知識を得るためにはどうすればよいのか。おそらく、裁判員制度といった新設の適正手續保障手法を導入する法律や、新たな社会的経済的権利を保障するための法律を作つて施行してみること、その実際の効果を確かめるのが最も信頼できるやり方であろう。そして、こうした様々な法施行の試みを我々が許容して、その効果を実証する機会を提供するということも、国家がよりよい人權保障を行うためには必要と考えられる。だとすれば、そうした許容による機会の提供も、国家が正しい仕組みとなるために私たちができる貢献の一つであり、それゆえに、正義の自然的義務の一つとも言える。そして、こうした機会は、法律を遵守する人たち、すなわち、法律が一定の基準を充たしていれば、仮にそれが自分の理想とは異なつていても従う人たちによつて、提供されるものと言える。

結論

以上で述べたように、ブキャナンの見解に従えば、法律を遵守する徳を持つ人とは、人權侵害が含まれていないか、

さらには、法の支配の要件を充たしているかという観点から法律を評価し、こうした基準を充たしているのならば、仮にその法律が自分の理想とはかけ離れていたとしても、それに従う人である。そして、そのような人になるということは、我々すべてが持つ正義の自然的義務の一つである。

こうした彼の考えに関し、最後に強調すべきは、法律の遵守はあくまで義務の一つでしかないということである。というのも、人々がこうした義務を遂行することで達成されるのは、その評価対象となる法律が同様に適用される同国家内での人権保障に留まるからである。しかし、正義の自然的義務は、同国家内の人のみならず、それ以外の人も含む、すべての人が正しい仕組みの下で生きるという状態の実現に貢献することであり、そうしたことに貢献するため、我々は法律の遵守以上の何かをする必要がある。たとえば、国家と同様、人権の保障を役目とする国際機関が適切に機能しているか評価し、場合によっては、改善を求めるということも必要になる。その場合、誰にそれを求めることになるかと言えば、そうした国際機関の改善に実際に携われる国家の首脳や大臣、さらには、その命を受けて働く公職者に対してということになるだろう。

もつとも、言論の自由が著しく制約されているなど、重大な人権侵害が発生している国家で、人々が首脳らにそうしたことを要求できるとは考えられない。そうすると、正義の自然的義務を十全に果たすには、人々が自分のいる国家での人権保障を、少なくともそうした要求が可能な程度には達成しておく必要があると言える。この点で、我々が法律を遵守する人となり、自分のいる国での人権保障にまず貢献するということは、それ以上の正義の自然的義務を果たすための前提条件にもなる。ゆえに、法律の遵守は、その法律の適用対象となる人たちだけでなく、その他の人権保障のためにも、必要なことであると言えるであろう。

註

¹ ブキャナンの主張に関しては、米原二〇一八も参照。本稿は同論文で扱えなかった彼の近著 (Buchanan 2018) での議論を主な検討対象とするものである。

文献表

- Buchanan, Allen. 2010. *Human Rights, Legitimacy, and the Use of Force*. New York: Oxford University Press.
- . 2018. *Institutionalizing the Just War*. New York: Oxford University Press.
- Summers, Robert. S. 1999. 'The Principles of the Rule of Law' *Notre Dame Law Review*, 74: 1691-712.
- 米原優二〇一八「政治的義務と自然的義務——なぜ我々は自国の法律に従うべきなのか」『思索』(東北大学哲学研究会) 第五十一号、一〇一〜一二二頁。

(よねはら まさる 静岡大学教育学領域准教授)